



**募 集 要 項**

# 和歌山市市産品登録制度

和歌山市産業振興基本条例に基づき、市の産品の魅力をアピールし、地産地消の意識を醸成するため、市産品登録制度を創設しました。登録された市産品は市ホームページに掲載するとともに、市での優先的な発注・活用に努めます。

※ 本制度は、市産品を広く PR することを目的としており、本制度への登録をもって市が当該市産品及び製造を行う事業者に対し、認定や品質を保証するものではありません。また、本制度をきっかけに発生した受発注等の取引については、市は何ら関与いたしません。

**市産品とは？**

- ①本市の区域内に本社若しくは本店を有する事業者により製造（加工を含む）された製品・資材
- ②本市の区域外に本社若しくは本店を有する事業者により本市の区域内で製造（加工を含む）された製品・資材

上記の①または②に該当する製品・資材で、次の要件を満たしているものを市産品とします。

- ・規格、基準等に関して法令に違反していないものであること
- ・特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産権に関して法令に定められた権利の帰属について、法律上の争いが生じていないものであること

※ ただし、申請する製品・資材に犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を誘引する情報が含まれる場合やその他登録することが適当でないとする場合は、登録できないことがあります。

※ 本市の区域外に本社若しくは本店を有するチェーン店内で製造・販売している製品・資材、また、店内での飲食を主として製造・販売している加工飲食料品は市産品の対象外となります。

(市産品のイメージ) ○ = 市産品に該当 × = 市産品に該当せず

		製造・加工地	
		市内	市外
本社・本店	市内	○	○
	市外	○	×

**申請事業者**

- 申請できるのは、次の要件を満たしている事業者になります。
- ・市産品を製造（加工を含む）していること
  - ・和歌山市から指名停止を受けていないこと
  - ・和歌山市が規定する排除措置対象法人でないこと

裏面に続きます

<b>登録による メリット</b>	1. 市ホームページへの掲載により市産品をPRします。 2. 「完成品」「部品又は資材」は市の各課において優先的な購入に努める対象に、「建設資材」は市の発注する工事において優先的な活用に努める対象となります。※ 市での購入や活用を保証するものではありません。
<b>申請期間</b>	随時受付
<b>応募方法</b>	・ 所定の申請書に関係書類を添えて応募してください。 ・ 申請書等の様式は和歌山市ホームページ <a href="http://www.city.wakayama.wakayama.jp/">http://www.city.wakayama.wakayama.jp/</a> からダウンロードするか 商工振興課（Tel 435-1233）までご連絡ください。
<b>提出書類</b>	※ 提出書類については、市ホームページに掲載している「 <u>申請に関する説明書（提出書類一覧・記載方法・分類表）</u> 」をご確認ください。  ● <b>市産品登録申請にあたっての確認書</b> ● <b>和歌山市市産品登録申請書</b> ● <b>製造している製品や資材の内容・規格等について確認できる書類</b> （製品や資材の掲載されたパンフレット等）  【市外に本社・本店を有する事業者の場合、または市内に本社・本店を有する事業者でホームページを持っていない場合】 ● <b>和歌山市市産品登録品目明細書</b>  【市内に本社・本店を有する事業者の場合】 ● <b>市内に本社・本店を有することを確認できる書類</b> （本社・本店の所在地が記載された会社パンフレット、ホームページのコピー等）  【市外に本社・本店を有する事業者の場合】 ● <b>登録しようとする製品や資材の品目が市内の工場で生産されていることを確認できる書類</b> （製造・加工地が記載されたパンフレット等、製品や資材の出荷伝票等）
<b>登録の可否</b>	登録されることが決定した場合は、市ホームページへ申請品目名・事業者名を掲載し、登録できない場合のみ申請事業者宛て通知します。

### ★留意事項

- ・ 提出された申請書類及び添付書類は返却しません。
- ・ 申請書類及び添付書類に記載された情報は、市での市産品の優先的な購入・活用に努めるため、市の組織内において共有します。
- ・ 本制度への登録をもって、市が当該市産品及び製造を行う事業者に対し、認定、許可、認可、推薦、後援、その他の資格や品質保証を与えるものではありません。また、本制度をきっかけに発生した受注等の取引については、当事者同士の責任において行うものとし、市は何ら関与いたしません。
- ・ 特許等の知的財産に関する責任、品質及び安全性等に関する責任は、申請事業者が負うものとなります。
- ・ 法令違反等の不正な行為等があった場合は登録を取り消すことがあります。

### ★書類の提出先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市 産業交流局 産業部 商工振興課（本庁舎10階）

TEL：(073) 435-1233

E-mail：[shoko@city.wakayama.lg.jp](mailto:shoko@city.wakayama.lg.jp)